

○施錠重点対象駐輪場指定等要綱

平成26年6月16日

本部訓令第24号

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（平成26年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）第19条第4項に規定する施錠重点対象駐輪場（以下「対象駐輪場」という。）の指定等に関し必要な事項を定め、もって自転車盗難の被害防止対策を効果的に推進することを目的とする。

(対象駐輪場の指定基準)

第2条 対象駐輪場の指定は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、行うことができる。

- (1) 駐輪場が、おおむね50台以上の自転車を駐輪できるものであること。
- (2) 次条第1項に規定する防犯診断の結果から、当該駐輪場において自転車盗難の発生が予想され、又は対象駐輪場として指定することにより、当該駐輪場の所在する地域において自転車の施錠を促進する効果の波及が期待できること。
- (3) 当該駐輪場の管理者（設置者を含む。以下同じ。）が、恒常的に当該駐輪場を維持管理しており、対象駐輪場として指定されることを承諾していること。

(指定の手続き)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、対象駐輪場を指定しようとする場合は、駐輪場の防犯診断実施表（様式第1号）により防犯診断を実施し、当該駐輪場の管理者に指定の理由を明示した上で、意見を聴かなければならない。

2 対象駐輪場の指定は、管理者に対して施錠重点対象駐輪場指定書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(指定の解除)

第4条 署長は、対象駐輪場が第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき又は当該駐輪場における自転車盗難防止対策の推進状況その他の状況を勘案して対象駐輪場として指定する必要があると認めたときは、施錠重点対象駐輪場指定解除通知書（様式第3号）により指定を解除するものとする。

(指定等の公表)

第5条 署長は、対象駐輪場として指定し、又はその解除を行ったときは、その旨を掲示その他の適切な方法により、公表するものとする。

2 前項の公表に当たっては、当該駐輪場の所在地を管轄する市町との連携に努めるものとする。

(対象駐輪場における取組)

第6条 署長は、駐輪場の管理者と連携し、必要に応じて次に掲げる取組を推進するものとする。

- (1) 当該駐輪場における自転車の施錠状況、犯罪発生状況等に関する情報その他の防犯活動に必要と認められる情報を共有すること。
- (2) 巡回による整理整頓、駐車スペースと周辺通路との区分等当該駐輪場及びその周辺の環境美化を図ること。
- (3) 施錠されていない自転車（以下「無施錠自転車」という。）への施錠に関する広報活動、自転車利用者への施錠指導等を行い、利用者の防犯意識の高揚を図ること。
- (4) 防犯カメラ、照明設備等の設置、駐輪場外周への柵等の設置その他の自転車の盗難防止に必要な環境の整備を図ること。
- (5) その他自転車の盗難防止のために必要と認められる措置を講じること。

(対象駐輪場の管理者に対する助言及び指導)

第7条 署長は、対象駐輪場に指定した駐輪場の管理者に対し、次に掲げる事項について助言及び指導を行うものとする。

- (1) 無施錠自転車への施錠措置を行う場合は、当該駐輪場において無施錠自転車には施錠をする旨を掲示その他の方法によりあらかじめ駐輪場の利用者に告知し、告知した日から1か月を経過した後に施錠措置を開始すること。ただし、対象駐輪場として指定を受ける前から無施錠自転車への施錠措置を行っていた場合は、この限りではない。
- (2) 無施錠自転車への施錠については、利用者の防犯意識を高揚させ施錠の促進を図ることにより、自転車の盗難被害を防止することを目的とするものであること。
- (3) 無施錠自転車への施錠措置を行う対象駐輪場の管理者は、掲示その他の適切な方法により、管理者の名称及び連絡先を当該駐輪場の利用者に周知しておくこと。
- (4) 自転車の所有者から解錠の依頼を受けたときは、速やかに対応すること。
- (5) 自転車の所有者から解錠の依頼を受けてから解錠まで時間を要することが事前に予想される場合は、開錠しておくこと。

(管理者との連携)

第8条 警察官は、対象駐輪場の管理者から依頼を受け、施錠措置を代行することができる。

2 警察官は、前項の規定により施錠措置を行う場合は、前条各号に掲げる事項に留意して

行うとともに、当該駐輪場の管理者との連携に努めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対象駐輪場の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

駐輪場の防犯診断実施表

実施年月日			
実施場所	(所在地)		
	(名称)	駐車可能台数	
		<input type="checkbox"/> 50台以上	<input type="checkbox"/> 200台以上
		<input type="checkbox"/> 100台以上	<input type="checkbox"/> 300台以上
実施結果	無施錠自転車台数	台(無施錠率約 %)	
	長期間放置自転車台数	約 台	
	防犯カメラの設置台数	<input type="checkbox"/> 有()台 <input type="checkbox"/> 無	
	駐輪機器(ラック等)	<input type="checkbox"/> 有()台 <input type="checkbox"/> 無	
	照明設備の状況	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
	柵等による区画の状況	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
	駐輪場の管理状況	<input type="checkbox"/> 常駐 巡回(月・週・日 回) <input type="checkbox"/> 不定期()	
駐輪場見取図			
参考事項			

※ 自転車1台あたりの駐車スペースは1㎡以上とし、幅0.6m、長さ1.9mを標準として算出すること。

※ 駐輪場見取図欄は、防犯カメラ、照明の設置状況等、防犯環境の状況を記載すること。

※ 欄は、該当するの中にレを付けること。

様式第2号(第3条関係)

施錠重点対象駐輪場指定書

(管理者)

住 所

氏 名

様

佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例第19条第4項の規定により、下記のとおり施錠重点対象駐輪場に指定します。

記

1 指定場所

2 指定日

年 月 日

年 月 日

警察署長

印

様式第3号(第4条関係)

施錠重点対象駐輪場指定解除通知書

(管理者)

住 所

氏 名

様

佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例第19条第4項の規定による施錠重点対象駐輪場の指定を解除します。

記

1 指定場所

2 指定解除日

年 月 日

3 理由

年 月 日

警察署長

印

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)